



未来に豊かな環境を 引き継ぐために

～四日市公害裁判判決45周年～



1972(昭和47)年7月24日の四日市公害裁判判決から、今年で45周年を迎えました。

四日市公害は多くの犠牲を伴いましたが、一方で原告が全面勝訴した裁判の結果やその後の市民・企業・行政が一体となった環境改善の取り組みは、全国の公害対策や環境改善の規範とされています。

四日市公害を負の遺産として捉えるだけではなく、そこから得た経験や教訓を未来へつなぐためにどうすればいいのか。判決45周年を機に、今一度考えてみませんか。

ちゃんねる
運動



今回の特集の内容は、市政情報等提供番組「ちゃんねるよっかいち」でも紹介します。

- 地デジ12ch(CTY)
- 8月21日(月)～31日(木)に放送
月・水・金・日曜日 9:30, 20:30
火・木・土曜日 12:30, 20:30

四日市公害について

昭和30年代、高度経済成長の象徴として多くの市民の期待を集めた石油化学コンビナートが四日市に相次いで建設されましたが、経済活動を優先するあまり、環境への配慮を欠いていたことから、水質汚濁や大気汚染といった環境問題、いわゆる「四日市公害」が発生しました。



昭和30年代半ばのコンビナート

四日市公害裁判

1967(昭和42)年、9人の公害認定患者が第1コンビナート企業6社を相手に裁判を起こしました。この「四日市公害裁判」では、1972(昭和47)年7月24日に「ぜんそくの原因は工場から出る煙に含まれる亜硫酸ガス」と認められ、原告勝訴の判決が下されました。この裁判の過程で、公害対策が大きく前進するとともに、四日市だけでなく、全国でもその成果が生かされることになりました。



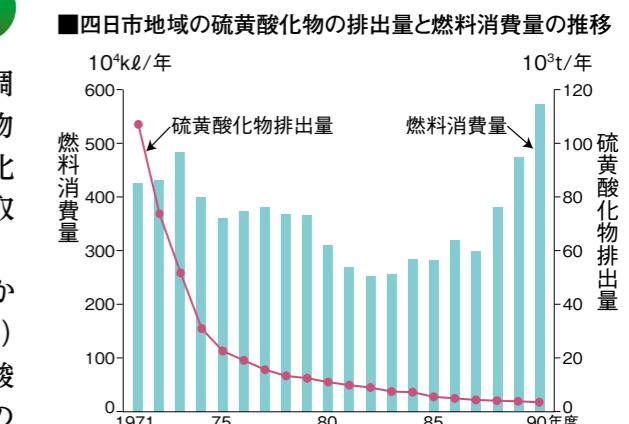
勝訴報告集会

総量規制の導入

行政(三重県)は1960(昭和35)年から大気汚染の測定調査を開始し、1972(昭和47)年には全国初となる硫黄酸化物の総量規制(※)を実施しました。企業においても、高煙突化や硫黄分の少ない燃料への転換、排煙から硫黄酸化物を取り除く排煙脱硫装置の設置を進めました。

こうした取り組みによって、産業活動を継続しながら工場から排出される硫黄酸化物を大幅に減少させ、1976(昭和51)年度には、ぜん息の主要な原因物質である亜硫酸ガス(二酸化硫黄)の濃度が、国の環境基準を市内全域で達成し、その後もさらに低い数値を保っています。

※煙突ごとの硫黄酸化物の濃度を取り締まるのではなく、地域全体の許容量(総量)を定め、取り締まる規制



燃料使用量に大幅な変化がないにもかかわらず、硫黄酸化物の排出量が急激に減少しており、産業活動を維持したまま、硫黄酸化物排出量を削減できたことが分かります。

四日市公害裁判原告の思い



野田 之一さん

9人の原告の中でただお一人存命の野田之一さん。現在も語り部として子どもたちに公害の歴史と教訓を語り続けるなど、四日市公害の記憶を風化させないために活動している野田さんに、四日市公害裁判判決45周年を迎えた今の心境について伺いました。

当時の裁判や、環境について

戦後の貧しい時代に、コンビナート建設で産業を発展させて生活が豊かになった一方で、多くの人が「ぜんそく」で苦しみました。私もその一人で、今まで死んでしまうと思い、やむなく裁判を起こしました。

裁判は、相手の会社が大きいから絶対に駄目だと親や親戚が言っていましたが、会社側も私たちが苦しんでいたことを分かってくれて、判決に対して控訴しませんでした。判決をきっかけに企業が環境改善に力を入れて、今日の四日市ができたので、訴えて良かったとつくづく思います。

同じことを繰り返さないように、四日市公害で起こったことを次の世代の人たちに語り継いでいかなければなりません。私の経験がかけがえのない地球を守っていく意識を持つことにつながればと思います。

四日市公害の歴史

四日市公害はどのように起こり、どのように改善されていったのでしょうか。
四日市公害が発生するに至った経緯や当時の市民・企業・行政の動き、
公害発生前・発生後の主な出来事を年表で振り返ります。

主な出来事と市民の動き

当時、東京築地中央卸売市場で「伊勢湾の魚は油臭いので、厳重な検査が必要」と言われていたんだって。



・水質汚濁・異臭魚の出現



・異臭魚が取れる範囲が、四日市の沖合4キロメートルまで広がる
・磯津でぜんそく症状を訴える人が増加

・塩浜地区連合自治会が公害について地区住民にアンケートを実施
・四日市市総連合自治会での決議（公害の早期解決と工場側の防止設備の改善を求める）



当時は、コンビナートの煙がひどくて、マスクが毎日欠かせないくらいだったんだって。

企業や行政の動き

1941
(昭和16年)

・第二海軍燃料しょうが稼働

1955
(昭和30年)

・旧第二海軍燃料しょう跡地に、石油化学工場が進出決定

1959
(昭和34年)

・第1コンビナート稼働（石油精製、電力）

1960
(昭和35年)



1961
(昭和36年)

1960（昭和35）年ごろから、住民の訴えを受けて、異臭魚の調査や亜硫酸ガス（二酸化硫黄）の測定が始まったんだ。

1962
(昭和37年)

・「ばい煙の排出の規制に関する法律（ばい煙規制法）」公布
・四日市市磯津に県下で初の亜硫酸ガス（二酸化硫黄）自動測定機設置

・「四日市市公害対策協議会」が発足
・「第1回公害をなくす市民大会」開催

・公害患者が肺気腫で死亡
(初の公害犠牲者)


磯津の患者9人が6社を相手にして、損害賠償請求の訴訟を津地方裁判所四日市支部に提訴（四日市公害裁判始まる）
9人の原告

・四日市公害裁判判決。
被告6社は控訴せず、判決が確定

・四日市地域において二酸化硫黄の環境基準値達成（1976（昭和51）年度測定結果）

・環境庁（現、環境省）より、四日市市が「星空の街」に選定される

環境改善の取り組みによって四日市はきれいな自然を取り戻したんだね。
ICETTや四日市公害と環境未来館には、海外からもたくさんの方が、産業公害防止に関する技術や知識を学びにきってるんだよん。



1963
(昭和38年)

・三重県に「公害対策室」を設置
・四日市市衛生課に「公害対策係」を設置
・第2コンビナート本格稼働

1964
(昭和39年)

・コンビナート工場の高煙突化
・四日市市が公害患者の治療費を負担する制度発足（18人を認定、うち14人が入院患者）

1965
(昭和40年)

・三重県が、テレメータ方式（遠隔測定法）による大気汚染の常時監視を開始（市内では、磯津、三浜小学校、保健所、窯業試験場）

1966
(昭和41年)

四日市公害裁判は、被告6社が判決を重く受け止めて控訴せず、5年という短い期間で確定したんだ。



1967
(昭和42年)

・「三重県公害防止条例」改正、施行（全国で初の本格的な硫黄酸化物の総量規制を導入）

1972
(昭和47年)

1977
(昭和52年)

・（財）環境技術移転センター（現、（公財）国際環境技術移転センター（ICETT））を設立



1987
(昭和62年)

2015
(平成27年)

・四日市公害と環境未来館がオープン



四日市公害の経験を 未来へつなぐために

今の環境を守る

市内11カ所の大気汚染常時監視測定局で、亜硫酸ガス(二酸化硫黄)などの大気汚染物質の常時監視を行っています。また河川の水質や事業所からの騒音、振動、悪臭などを監視するとともに、独自に公害防止協定(※)を企業との間で締結しています。

※企業活動に伴って発生する環境負荷を低減することを目的とした協定



経験を生かし、世界へ広げる

1990(平成2)年3月31日、環境改善の過程で培われた産業公害防止に関する技術や知識を諸外国に伝え、地球環境保全に貢献することを目的として、三重県および中部経済界と連携し、官民合わせて62億円を投じて、現在の「国際環境技術移転センター(ICETT)」を設立しました。

2017(平成29)年3月末までに、中国からの615人、インドネシアからの317人をはじめ、91カ国・2,579人の研修員を受け入れています。



ICETTの研修

教訓を伝え、未来へつなげる

2015(平成27)年3月21日、四日市公害の歴史と教訓を次世代に伝えるとともに、環境改善の取り組みや、産業の発展と環境保全を両立したまちづくり、経験から得た知識や環境技術を広く国内外に情報発信することを目的に、四日市公害と環境未来館を開館しました。

四日市公害に関する常設展示のほかにも、環境に関するイベントなどを開催しています。併設する博物館の展示(時空街道)と一緒に見ていただくことで、四日市の成り立ちや発展、その途中で発生した公害、その後の環境改善を一連のストーリーとして学んでいただけます。



四日市公害と環境未来館の展示

昔を学び、これからの四日市を見据える



四日市大学の環境情報学部で、四日市公害などの環境問題について学んでいます。



榎枝 正史さん

地域環境情報を発信する「なたね通信」の発行など、環境意識の啓発を目的とした活動をしています。



どういう活動をされていますか?

市内の河川の生態調査のほか、四日市公害や現在の環境についての講義などを行っています。環境を維持することの大切さや生き物の素晴らしさを伝えていくことで、環境を大切にする市民意識が育まれればと思います。

榎枝さんにとって四日市公害裁判とは?

四日市公害裁判の歴史的意義があったところは、企業の共同不法行為が初めて認められたところです。全国に先駆けたこの判決によって、全国の多くの公害患者が救われました。

今後も、四日市公害裁判がいかに多くの人の命や家族を救つたかということを伝えたいと思います。



活動の写真

四日市公害について伝えたいことは?

市外の人と話をすると、四日市公害は既に終わった過去のことと言われますが、今も苦しんでいる公害患者さんがいることや、企業も公害を起こさないために努力し続けているということを知ってもらいたいです。また、最近では海外の大気汚染が問題となっていますが、四日市公害裁判や公害を乗り越えてきた経験、その教訓を広く伝えることで、公害は二度と起こしてはいけないと伝えたいです。

四日市公害裁判判決45周年を受けて

四日市公害の歴史と教訓を受け継ぐ我々四日市市民には、未来により良い環境を引き継ぐ使命があります。

そのためには、四日市公害の経験を真正面から受け止めしっかりと伝えること、また、市民・企業・行政が環境改善に並々ならぬ努力を重ねてきた結果、現在の四日市があることを忘れてはなりません。

こうした先人の残した経験を次の世代に、また広い地域・国々に伝えていくためにも、この機会に当時の様子やその後の環境改善の歩みを振り返るとともに、改めて環境について考え、行動していくことが大切です。



市長 森 智広

●この特集についてのお問い合わせ・ご意見は 四日市公害と環境未来館 ☎354-8065 FAX329-5792

環境保全課 ☎354-8188 FAX354-4412

広報広聴課 ☎354-8244 FAX354-3974